

研究員の眼

増大する地方公共団体の基金残高 その2 一実は拡大している積立不足!?

経済研究部 主任研究員 石川 達哉

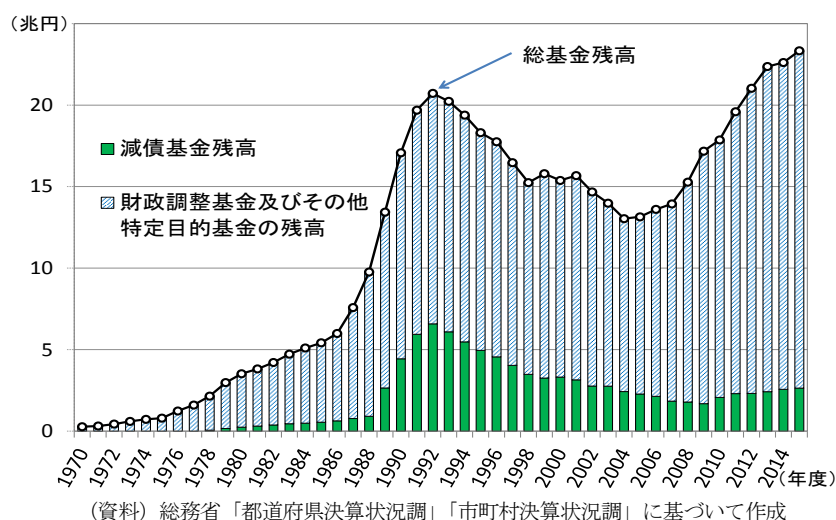
(03)3512-1831 ishikawa@nli-research.co.jp

1. ピーク時の半分に満たない減債基金残高

[前回の当コラム](#)では、地方公共団体が保有する基金の積立金残高が増大を続け、かつてない水準にまで上昇していることについて論じたが¹、地方債の償還に備えるための基金に限れば、むしろ積立不足が拡大している可能性がある。

最新時点（2015 年度末）の 23 兆 3,353 億円という積立金残高には、内数として減債基金分も含まれているが、その金額は 2 兆 6,741 億円とピーク時（1992 年度末）における 6 兆 5,873 億円の半分に満たない水準にとどまっている。しかも、この数字は、積立不足について懸念する必要がさほど高くない種類の地方債（後述の「定時償還方式地方債」）のものであり、十分な積立が行われているか否かが問われるべき種類の地方債（「満期一括償還方式地方債」）については、基金統計の集計対象から外れている。積立不足があまり論じられないのは、このような統計の問題があるからであり、以下では、この点を考慮に入れたうえで真実に迫ることとしたい。

1970 年度以降の地方公共団体の基金積立金残高の推移



¹ 「[増大する地方公共団体の基金残高 その1ー積立金が増えることは問題なのか?](#)」（2017. 5. 31 付け『研究員の眼』）を参照されたい。

2. 地方債の減債基金の必要性和償還方式の関係

地方債の減債基金は将来の償還のための資金を事前に積み立てたものであり、積立不足問題は地方債の償還方式と裏腹の関係にある。その償還方式は、国債と同じ「満期一括償還方式」と地方債固有とも言える「定時償還方式」とに二分されるが、積立不足問題を懸念しなければならないのは、満期一括償還方式地方債の方である。

まず、満期一括償還方式においては、元金の支払いは一括して満期時に行われ、利払いは年2回行われる。これに対して、定時償還方式とは、住宅ローン返済と同様に、元金均等、もしくは元利均等での“分割払い”による償還を満期到来まで続けるというものである。

一方、減債基金の目的は、毎年度の予算に対して、償還に伴う資金支出によって他の歳出が制約されてしまう事態を回避すること、地方債残高を着実に減少させることにあるが、減債基金以外への積立以外の方法によって、その2つの目的を果たしてしまうのが、定時償還方式である。年々の地方債発行額を同水準に保てば、その後の償還費も自然に平準化できるし、約定された償還スケジュールにしたがって、地方債残高は着実に減少していくからである。

定時償還方式を採用していても、後年度の償還費は過去の異なった起債年度の分が積み重なるため、地方債発行が集中的に行われた期間があれば、多額の償還資金が必要となる時期も特定期間に偏ってしまう。その場合には、減債基金への事前積立があれば、望ましいことは言うまでもない。

しかし、真に、償還金の事前積立が求められるのは、満期時に巨額の資金流出が生ずる満期一括償還方式地方債である。

3. 満期一括償還方式地方債に関する統計の限界と別途公表されている資料

冒頭で述べたように、その満期一括償還方式地方債に関しては、基金統計の集計対象から除外されている。言い換えると、積立金残高の数字は、定時償還方式地方債の分に限定されている。

決算上、満期一括償還方式地方債について、減債基金への積立を行った場合は、当該積立額は基金積立額には計上せず、公債費の中の元金償還額として計上するルールがあるからである。フローの積立額を償還費として扱うルールの結果として、現実には存在する減債基金における積立金残高は存在しないものとして扱われる。その代わり、満期前であっても、地方債残高から積立額が控除されて、あたかも部分的に償還が行われたかのように数値処理されている。これらの取扱いについては、一般向けの説明はほとんどなされていないため、理解を阻む一因となっている。

このように、満期一括償還方式地方債の実態を把握することは、決算統計からは八方ふさがりの状況にある。そうした中での一筋の光明と言えるのが、財政健全化を推進する観点から、決算統計とは別の情報開示が始まったことである。地方公共団体が財政状況を自己点検し、住民に伝えるためのツールとして、4種類の健全化判断比率が採用されているが、その算定の基礎データを取りまとめた「財政状況資料集」が5年前から公表が始まり、積立不足に関するデータも開示されている。注目されるのは、「積立不足額を考慮して算定した額」という項目である。これは、公債費負担の重さを測る「実質公債費比率」の算定に際して、満期一括償還方式地方債の積立不足について加算されるものである。

